

北海道青少年健全育成条例（昭和30年北海道条例第17号）新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第39条（略）</p> <p>（場所の提供等の禁止）</p> <p>第40条 何人も、次の各号のいずれかに該当する行為が青少年に対して行われ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って、場所を提供し、又は周旋してはならない。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u>（昭和35年法律第145号）<u>第2条第15項</u>に規定する指定薬物をみだりに使用する行為</p> <p>(6)～(7)（略）</p> <p>第41条～第68条（略）</p>	<p>第1条～第39条（略）</p> <p>（場所の提供等の禁止）</p> <p>第40条 何人も、次の各号のいずれかに該当する行為が青少年に対して行われ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って、場所を提供し、又は周旋してはならない。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) <u>薬事法</u>（昭和35年法律第145号）<u>第2条第14項</u>に規定する指定薬物をみだりに使用する行為</p> <p>(6)～(7)（略）</p> <p>第41条～第68条（略）</p>